

令和3年12月13日

加盟団体 会長 様

町田市剣道連盟

会長 比良田健一

[公印省略]

剣道七段・六段審査会(山梨)の申込みについて

標記について、別紙のとおり開催されますので、下記によりお申込み下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 審査日 「山梨」 七段審査会 2月19日(土)  
六段審査会 2月20日(日)
- 2 申込締切 令和4年1月8日(土)必着 メール、郵送、ポストイン可
- 3 申込先 町田市剣道連盟 事務局  
〒194-0045 東京都町田市南成瀬5-18-9  
コムロコーポ202
- 4 申込方法 申請書は、それぞれ一括に取りまとめ、審査料振込通知書を添えて申込期日までに事務局へ提出して下さい。
- 5 審査料 六段審査料@17,200円(町田市剣道連盟手数料含む)  
七段審査料@18,300円(町田市剣道連盟手数料含む)  
審査料は一括して、期日までにお振込み下さい。
- 6 振込先 振込通知書に記載のとおり
- 7 その他
  - (1)段審査申込書職業欄には、学生・会社員・警察官・教員・自営業・主婦・無職 等、必ずご記入下さい。
  - (2)受有段位の取得年月日は正確に記入して下さい。取得が他県・海外の場合は確認のため合格証書の写しを添付し、全剣連番号を記入して下さい。
  - (3)前段合格以降に改姓された方は、旧姓も記入して下さい。
  - (4)審査当日は「受審者確認票」を提出願います。

# 審査料振込通知書

団体名

振込年月日	年 月 日
払込金額	円
取扱機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協
内 訳	六段@17,200 円 六段合計 名 <u>合計</u> 円
	七段@18,300 円 七段合計 名 <u>合計</u> 円
<振込先> ゆうちょ銀行 (記号) 10080 (番号) 30392791 (口座名) 町田市剣道連盟	

# 剣道七段および六段審査会（山梨）要項

## 1. 期 日

### (1) 七段審査会

① 令和4年2月19日（土）

② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 54歳以下（54歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時（予定）

イ. 55歳以上（55歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで

審査開始 54歳以下実技審査終了後

### (2) 六段審査会

① 令和4年2月20日（日）

② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 49歳以下（49歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時（予定）

イ. 50歳以上（50歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで

審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守して下さい。また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場して下さい。

## 2. 会 場

小瀬スポーツ公園 武道館

（山梨県甲府市小瀬町840）

電話 055-243-3115

※別紙案内図参照

## 3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

## 4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

## 5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクおよびシールドを着用して下さい。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査においては面マスク等を着用して下さい。

使用する木刀は全剣連で準備します。

## (1). 受審資格

(1) 七 段 平成28年2月28日以前に六段を取得した者。

(2) 六 段 平成29年2月28日以前に五段を取得した者。

## 7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和4年2月19日、六段は令和4年2月20日）とする。

## 8. 申 込 み

(1) 申込方法 各加盟団体会長は、各段位の受審者を一括して本連盟会長宛に申込みこと。なお、個人直接の申込みは受理しない。

(2) 申込締切 令和4年1月8日（土）

- (2) 申込先 町田市剣道連盟 事務局  
〒194-0045 東京都町田市南成瀬 5-18-9 コムロコーポ 202  
申込書 ①各段位ごとに別添所定用紙による。  
②現在受有段位の取得年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合又は虚偽の場合は受審を認めない)
- (3) 各加盟団体は受審申込者に受付時刻を周知徹底して下さい。

#### 9. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」4月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

#### 10. 安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意すること。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。

なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること。(全剣連ホームページ参照)

#### 11. 個人情報保護法への対応

(以下を申込者に周知して下さい。)

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

#### 12. 注意事項

(1) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。

(2) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。

(3) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。

ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

※ 本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとし、見学者は一切お断りします。受審者は、受付時間に来場し、審査が終了し合格発表後会場から退出して下さい。

※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。

受審者は、必ずマスクを着用して下さい。

受審者は、入場時「受審者確認票」を提出して下さい。

#### 13. その他

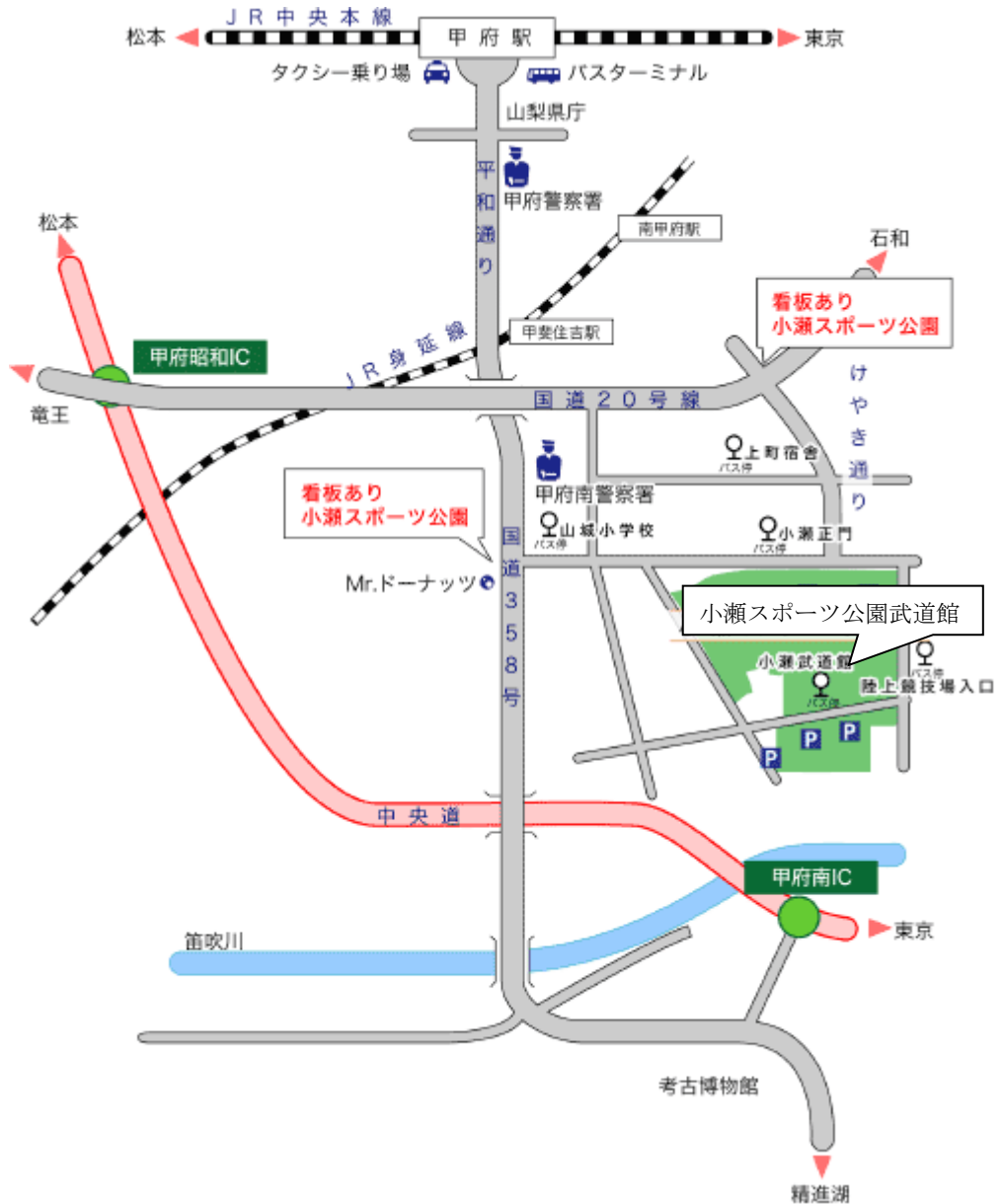
審査参加料払込後の返金については、七段・六段共に2月10日(木)までに加盟団体を通じて理由を付した書面(メール・FAX可)を東京都剣道連盟宛に提出すること。

なお、返金額は本連盟の手数料7,019円、全剣連の手数料2,200円を差し引いて七段5,500円、六段4,400円を後日、加盟団体へ返金する。

# 剣道七・六段審査会会場案内図

七段：令和4年2月19日（土）、六段：令和4年2月20日（日）

- 【会場名】 小瀬スポーツ公園 武道館
- 【所在地】 〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町 840
- 【電話】 055-243-3115
- 【交通】 車 JR 甲府駅から車で約 20 分または  
JR 南甲府駅より車で約 10 分
- バス JR 甲府駅南口バスターミナル 3 番乗り場より伊勢町經由  
小瀬スポーツ公園行⇒「小瀬スポーツ公園」バス停車。すぐ



受 審 者 各 位

公益財団法人 全日本剣道連盟

### 審査における新型コロナウイルス感染症対策

審査当日は、下記事項に十分注意願います。

- ① 審査当日、発熱や風邪のような症状がある場合は受審できません。
- ② 見学者、付き添いは入場をお断りします。
- ③ 施設入口では、各々2メートル以上間隔をとって並んでください。
- ④ 施設入口で、体温測定を行い、あらかじめ配布した「確認票」を提出願います。
- ⑤ 施設内は、必ずマスクをしてください。
- ⑥ 施設入場後、受付をして受審カードをもらい、観覧席で着替えて待機願います。
- ⑦ 観覧席では、隣同士間隔をあけ（1席以上空ける）着席願います。
- ⑧ 女子の方は、更衣室で密接状態にならないよう交代で使用する等注意してください。
- ⑨ 実技審査は、面マスクおよびシールドを着用してください。
- ⑩ 実技受審番号は、各会場ごとに呼び出された方のみ、審査会場に集合してください。
- ⑪ 実技合格者は、係員の指示で形審査会場に移動します。
- ⑫ 実技不合格者は、速やかに更衣を行い退館願います。
- ⑬ 受付、トイレ等にアルコール消毒液が準備されているので、各自消毒してください。
- ⑭ 施設内では、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離を最低でも1メートル、できれば2メートル）を保つようにしてください。

## 確認票

登録都道府県名

氏名

年齢

審査当日の体温

緊急時連絡先電話番号







## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上